

鯨ヶ沢町災害時要援護者支援制度

〈登録申請のお知らせ〉

災害時要援護者を地域で支え合いましょう

キーワードは



地域の連携

鯨ヶ沢町では、高齢者、障がいのある方を災害から守るための登録制度をスタートします。

災害時要援護者支援制度とは

一人暮らしの高齢者や障がいのある方など災害が発生したときに手助け（援護）を必要とする方に対して、町内会、自主防災組織、消防団、民生児童委員など近隣の方など地域が連携して支援をしていく制度です。



なぜ必要?

- もし大地震がきたら・・・
 - 台風や大雨で浸水したらどうしよう・・・
 - 不安なときに気軽に話せる人が近所にいてくれたら・・・
- そんなときにも、みんなが安心して生活ができるようにするために・・・



災害時要援護者とは



災害時要援護者とは、災害が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助け（支援）を希望する方が対象になります。

対象となる人は	65歳以上の高齢者 ※①～④のいずれかに該当し、自力での避難が困難な者	①一人暮らしの高齢者 ②高齢者のみ世帯の者 ③要介護3以上の者 ④その他高齢者（自力避難に支障を生じる）	 障がい者手帳 1・2級所持者 
	障がい者 ※①～⑥のいずれかに該当し、自力での避難が困難な者	①視覚障がい者 ②聴覚障がい者 ③肢体不自由者 ④音声・言語・そしゃく機能障がい者 ⑤内部障がい者（人工透析・人工肛門・ペースメーカーなど） ⑥その他障がい者 ・知的障がい者（療養手帳A、B判定者） ・精神障がい者（保健福祉手帳1・2級所持者）	

災害時に支援を受けるためには



- ①災害時に支援を受けるには、事前に災害時要援護者登録申請が必要です。
- ②登録する際には、必要な個人情報を関係支援団体（町内会、自主防災組織、消防団、民生児童委員）や支援者（近隣協力員）への情報提供に同意できる方とします。
- ③災害時要援護者登録申請書は、健康福祉課に備えてあります。
また、申請書は町のホームページからもダウンロードできます。

※裏面の災害時要援護者登録申請書兼登録台帳もご使用できますので、お使いください。

支援者（近隣協力員）に提供する登録内容は



住所・氏名・電話番号・緊急時連絡先・かかりつけ病院等・その他災害時に役立つと思われることなどがあります。

登録内容は、健康福祉課が保管する災害時要援護者リストに登録いたします。

提供いただいた内容については、災害が起きたときに支援して下さる方々に情報提供いたします。

（近隣協力員は登録時に同意をいただいた方になります。）

近隣協力員とは

「近隣協力員」として一番望ましいのは、あなたの「**近隣の人**」です。



災害時要援護者に対する普段からの見守り、災害が発生したときに災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を心がけていただく地域の皆様です。普段からのより良い近所付き合い、気軽に話せる関係をつくるといった心がけも重要です。

【近隣協力員の方には次のような事をお願いします】

安否確認	・要援護者の方が無事かどうか確かめましょう。
避難の手助け	・ガラスの破片や落下物に注意しながら誘導し、家から避難させてください。 ・支援を必要とする方やその家族に声をかけ、避難の準備を手伝い隣近所で助け合いながら避難するようにしましょう。
火の始末などの手助け	・火気などの安全確認や火の始末を手助けしましょう。 ・火災が発生したら、周囲の人に大声で火災を知らせ「119 番通報」をしてもらい、できるだけ初期消火に努めましょう。
正しい情報の提供	・災害時要援護者の方たちは、情報把握が十分にできず、不安な状況におかれます。周りの人が正しい情報を伝えるよう心がけましょう。

※近隣協力員には、できる範囲での支援をお願いするもので、支援活動を行うにあたり責任を伴うものではありません。

災害時要援護者登録の仕組み

